10　診療所の設置等に係る費用の範囲

診療所の設置等について国が補助する経費の算定基準は、厚生労働大臣が定めるものとした。（第一〇条関係）

11　沖縄県の市町村に関する特例

㈠　沖縄の統計法により行われた国勢調査の結果による市町村人口は、法第四一条第一項に規定する国勢調査の結果による市町村人口とみなすものとした。（第一一条第一項関係）

㈡　沖縄の統計法により行われた国勢調査の結果による市町村人口は、法第四一条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口とみなすものとした。（第一一条第二項関係）

12　新たに過疎地域の市町村となった場合の国の負担等に関する規定の適用等

㈠　法第四三条の規定により読み替えて適用する法第二条の規定により過疎地域の市町村として公示された市町村について、法第一二条等の国の負担等に関する規定を適用する場合には、これらの規定は、公示の日の属する年度の前年度以前の年度の国庫債務負担行為に係るもの除き、公示の日の属する年度の予算に係るものから適用するものとした。（第一二条第一項関係）

㈡　法第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第四三条の規定により読み替えて適用する場合に限る。）の規定により特定期間合併関係市町村の区域を過疎地域とみなして法の規定を適用する場合又は法第四四条第四項の規定により同項に規定する過疎地域であった区域を過疎地域とみなして法の規定を適用する場合において、過疎地域とみなされる区域として公示された区域を含む市町村について、法第一二条等の国の負担等に関する規定を適用する場合には、これらの規定は、公示の日の属する年度の前年度以前の年度の国庫債務負担行為に係るもの除き、公示の日の属する年度の予算に係るものから適用するものとした。（第一二条第二項関係）

13　附則

㈠　過疎地域自立促進特別措置法施行令の失効に伴う経過措置

法附則の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく旧過疎地域自立促進特別措置法施行令の規定は、なお効力を有するものとした。（附則第二条関係）

㈡　法の規定が準用される特定市町村等

(1)　総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、法附則第五条に規定する特定市町村及び特別特定市町村を公示するものとした。（附則第三条第一項関係）

(2)　特定市町村（特別特定市町村を除く。(4)及び(6)において同じ。）は、法第八条の規定の例により、市町村計画を定めることができるものとし、当該特定市町村を包括する都道府県はこれらの市町村の区域に関する事項についても持続的発展方針及び都道府県計画に定めるものとした。（附則第三条第二項関係）

(3)　特別特定市町村は、法第八条の規定の例により、市町村計画を定めることができるものとし、当該特別特定市町村を包括する都道府県はこれらの市町村の区域に関する事項についても持続的発展方針及び都道府県計画に定めるものとした。（附則第三条第三項関係）

(4)　特定市町村が作成した市町村計画又は特定市町村の区域に係る都道府県計画に基づく事業に係る国の負担等のうち、令和八年度以前の国庫債務負担行為に基づき令和九年度以降の年度に支出すべきもの及び令和八年度以前の年度の予算に係るもので令和九年度以降の年度に繰り越されたものについては、同年度以降も法の規定を準用するものとした。（附則第三条第四項関係）

(5)　特別特定市町村が作成した市町村計画又は特別特定市町村の区域に係る都道府県計画に基づく事業に係る国の負担等のうち、令和九年度以前の国庫債務負担行為に基づき令和一〇年度以降の年度に支出すべきもの及び令和九年度以前の年度の予算に係るもので令和一〇年度以降の年度に繰り越されたものについては、同年度以降も法の規定を準用するものとした。（附則第三条第五項関係）

(6)　特定市町村が、市町村計画に記載された産業振興促進区域（法第八条第四項第一号に規定する産業振興促進区域をいう。(7)において同じ。）内において令和九年三月三一日以前に法第二四条に規定する設備の取得等をした者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合又は当該産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第一四条の規定による当該特定市町村の基準財政収入額の算定については、令和九年度以降も、法第二四条の規定を準用するものとした。（附則第三条第六項関係）

(7)　特別特定市町村が、市町村計画に記載された産業振興促進区域内において令和一〇年三月三一日以前に法第二四条に規定する設備の取得等をした者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合又は当該産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第一四条の規定による当該特別特定市町村の基準財政収入額の算定については、令和一〇年度以降も、法第二四条の規定を準用するものとした。（附則第三条第七項関係）

(8)　総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項に規定する特定市町村の区域とみなされる区域及び法附則第六条第二項、第七条第二項又は第八条第二項に規定する特別特定市町村の区域とみなされる区域を公示するものとした。（附則第四条第一項関係）

(9)　特定市町村の区域とみなされる区域（特別特定市町村の区域とみなされる区域を除く。）を含む市町村については、当該市町村を特定市町村（特別特定市町村を除く。）と、当該区域を特定市町村の区域とみなして(2)、(4)及び(6)を適用するものとした。（附則第四条第二項関係）

(10)　特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村については、当該市町村を特別特定市町村と、当該区域を特別特定市町村の区域とみなして(3)、(5)及び(7)を適用するものとした。（附則第四条第三項関係）

(11)　法附則第五条（法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により適用する場合に限る。）の規定により法第一二条等の規定を準用する場合において、これらの規定中「市町村計画」とあるのは「特定市町村の区域とみなされる区域に係る市町村計画」と読み替えるものとした。（附則第四条第四項関係）

(12)　法附則第五条（法附則第六条第二項、第七条第二項又は第八条第二項の規定により適用する場合に限る。）の規定により法第一二条等の規定を準用する場合においては、これらの規定中「市町村計画」とあるのは「特別特定市町村の区域とみなされる区域に係る市町村計画」と読み替えるものとした。（附則第四条第五項関係）

㈢　その他関係政令の改正

この政令の制定に伴い、土地改良法施行令、公営住宅法施行令、森林法施行令、国有財産特別措置法施行令、消防法施行令、農業協同組合法施行令、内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令、介護保険法施行令、総務省組織令、農林水産省組織令及び国土交通省組織令について、所要の改正を行うものとした。（附則第五条～第一九条関係）

㈣　施行期日

この政令は令和三年四月一日から施行するものとした。